

「板橋区スポーツ推進ビジョン 2035」策定検討委員会設置要綱

(令和 7 年 月 日 区長決定)

(設置目的)

第 1 条 スポーツ振興のあるべき姿の具体化とその実現に向けた施策を検討する「板橋区スポーツ推進ビジョン 2035」策定検討委員会（以下「検討委員会」という）を設置する。

(組織)

第 2 条 検討委員会は、学識経験者、区内団体代表、区職員、その他区長が適当と認めた者のうちから、区長が委嘱または任命する委員 14 人以内をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出し、委員長は、検討委員会を主宰する。

3 第 1 項に掲げる者のか、委員長は、必要と認める者を会議に出席させることができる。

(作業部会)

第 3 条 検討委員会における協議事項を準備調査するため、作業部会を置く。

2 作業部会は部会長、副部会長及び部会員をもって構成し、構成員は別表のとおりとする。

3 部会長は区民文化部長、副部会長はスポーツ振興課長とし、部会長は、作業部会を主宰する。

(所掌事項)

第 4 条 検討委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 「板橋区スポーツ推進ビジョン 2035」に関する事項

(2) その他委員長が必要と認める事項

(検討委員会の運営)

第 5 条 検討委員会は、委員長の招集により開催する。

2 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

3 検討委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、開催することができない。

4 委員長は検討委員会が必要であると認める事項について、検討委員会の委

員以外の者を会議に出席させ、報告を求め、又は意見を聞くことができる。

- 5 委員長が、急を要すると認めたとき又は検討委員会の会議を開くことができないと認めたときは、各委員との協議をもって、会議に代えることができる。

(作業部会の運営)

第6条 前条の規定は、作業部会の運営について準用する。この場合において、これらの規定中「検討委員会」とあるのは「作業部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 検討委員会及び作業部会の庶務は、スポーツ振興課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和7年 月 日から施行する。
- 2 この要綱は、「板橋区スポーツ推進ビジョン 2035」の策定日にその効力を失う。

別表

「板橋区スポーツ推進ビジョン 2035」策定作業部会

役 職	職 名
部会長	区民文化部長
副部会長	区民文化部 スポーツ振興課長
部会員	政策経営部 ブランド戦略担当課長
部会員	区民文化部 地域振興課長
部会員	産業経済部産業戦略担当課長
部会員	健康生きがい部健康推進課長
部会員	福祉部障がい政策課長
部会員	土木部みどりと公園課長
部会員	教育委員会事務局教育総務課長